

第 32 回放射性廃棄物ワーキンググループにおける 審議事項に関する意見

平成 30 年 2 月 26 日

放射性廃棄物ワーキンググループ委員

東京電機大学 寿楽 浩太

1. 資源エネルギー庁・NUMO 共催「科学的特性マップに関する意見交換会」における 「不適切な参加呼びかけ」事案について

- 本件に関しては、主に NUMO による調査や再発防止策の検討等の対応に関する報告を受けたが、そもそも当該意見交換会は資源エネルギー庁と NUMO がともに主催者となって告知・実施したものである。資源エネルギー庁からはこの間、監督責任を痛感する旨の説明があり、NUMO における調査や再発防止策の検討等を指導監督したという立場が示されている。しかし、そもそも意見交換会自体を共催しているのだから、参加者あるいは広く社会からみれば、事案発覚の途端、責任が一義的に NUMO ばかりにあるとの態度を取ることは極めて不誠実である。このような態度ではいっそうの不信や疑念を招きこそすれ、信頼回復に資することはない。また、かねて政府が表明し、基本方針にも示されている「国が前面に立つ」との立場にも反する。資源エネルギー庁としても本件事案について厳しく省察し、改めるべき点があれば率先して改め、また、高レベル放射性廃棄物処分政策、ひいては原子力行政全般に対してさらなる疑念を生じる事案を引き起こしたことについて率直に謝罪して、資源エネルギー庁自身が問題をきちんと総括するべきである。
- なお、本件についての報道量や社会的反響は、過去に原子力分野で問題となった同種事案に比べて低調であった。しかし、このことをして適切な対応が社会に認められたと見るのは不見識であろう。むしろ、原子力関係機関は不誠実であり、こうした事案は今さら問題視するにも値しない、そもそも期待などしていないとの冷淡な反応が社会から示されたと見て、厳粛に受け止めるべきではないか。
- ところで、NUMO は今回の事案を受けて、今後の会合等の実施に際しては、「参加者募集にあたって、謝金の提供及びそれに類する便宜供与等を行ってはならない」ことを定めたが、対価の提供を一律に禁ずるのは本当に適切なのか。今回の事案の問題点は、対価のない自由参加の会合として開催されたにもかかわらず、一部参加者にのみ内々に対価の提供が持ちかけられていたこと、そのことを隠ぺいするような指示等があったことで、会合の公正さがゆがめられたことにある。内外にお

ける市民参加型社会的意思決定手法の実践においては、むしろ対価を支払うことを明らかにした上で参加者を募ることで、参加者の属性の分布を現実の社会のそれに近づけようとする手法が採られることもあるし（例：モニター会社への登録者等の利用）、あるいは、拘束時間が長かったり、会合で参加者に一定以上複雑・高度な作業を依頼したりする等の理由で、正当な対価を支払わないと、社会通念上、かえって不適切になる場合もある。禁じるべきは社会の規範に照らして公にできない類の工作をすることであって（逆に言えば、対価の支払い以外の形態で公正さを損なう振舞いはその全てがとがめられてしかるべきである）、対価を支払いさえしなければよいというような単純な問題ではない。当事者として認識が不十分なのではないか。

- ・ また、今後の同種会合等の実施に当たって、NUMO は、「原則、直営で実施する」ことを定めたが、それが正当な対応として意味をなすには、何よりもまず、NUMO が有する人材等の資源が、外部専門業者等への委託を行うよりも効率的・効果的に無理なく業務を遂行できる水準にある、あるいは今後速やかにそれに達する十分な見通しがあることが前提となるだろう。NUMO として実際にそう判断しているのか。あるいは、今般、試行を開始した「対話型全国説明会」については、従前よりも参加者数等の規模を縮小しているようだが、これは NUMO 自身の判断として、会合等の規模の縮小は事業実施上、問題ないとの熟慮に基づいているのか。例えば、本来は安全確保のための専門的な技術開発に関して高い専門性を持つ職員が、直営原則を固守するために安易に説明会等の関連業務に従事させられ、マンパワーが不足したり職員のモラル（士気）が低下して結果的には安全確保のための取り組みにマイナスの影響が生じるようなことはないのか。会合等の実施を無理に不慣れた NUMO 職員が実施することが、経費上の不効率を生じ、これも結果的に安全確保のための技術開発の予算を圧迫するようなことはないのか。こうした懸念について、経営上、どういった試算や検討を行い、最終的な判断に至ったのか。十分な説明を行っていただきたい。
- ・ そもそも、今回の事案の根底には、高レベル放射性廃棄物処分政策遂行の方途を過度に「理解活動」ばかりに求め、特に、若年層の支持獲得を至上命題化したことのひずみがあるのではないかと懸念されている。社会とのコミュニケーション、市民との対話の機会を設け、その実際的な改善を図ることは間違いではないが、政策の内容の適切性を不絶に見直し、改善を図ることなしに所期の成果は得られない。以下に例示するような政策に内在する諸課題の解決に正面から取り組まずに形態を変えながら「理解活動」にまい進しても、関係機関が期待するような展開は見通せないと考える。

2. 研究開発に関する取組に関して

- NUMOの「包括的技術報告書」について、その取りまとめと公開が遅れていると認識しているが、その理由を具体的かつ明快に説明いただきたい。それによって、研究開発に関する取組についての審議の論点は大きく変わりうると認識する。
- 上記に関連して、今回の資源エネルギー庁資料では、シナリオ構築において「保守側から精緻化へ」とか、核種移行モデル整備において「保守的なモデルから現実的なモデルへ」といった記載がある。技術的・専門的見地からの正当性は理解するが、社会全体としては地層処分の安全性への懸念が根強い中で、安全評価をより厳格でない方向に変化させるのではないかとの疑念を生じないよう、関係機関が説明責任を全うすることを強く期待する。同様に、沿岸海底下に関するデータ整備も、今後の処分場候補地選定において沿岸海底下があらかじめ特に有望視されているとの疑念を招くことがないようにしていきたい。
- ところで、研究テーマを列挙する以前の問題として、深地層研究施設の今後について、資源エネルギー庁やNUMOはどのように考えているのか。現状ではJAEAが国内2箇所の施設を保有しているが、特に瑞浪超深地層研究所については、地元の自治体や住民から、現状の賃貸借期間終了後には研究を終了し、坑道を埋め戻して撤退してほしい旨の強い要望がかねて出されていると承知している。こうした地域の意向は真摯に受け止めるべきである。とすると、代替施設の必要性や立地の可能性等についても見解を伺う必要がある。諸外国では処分実施機関が深地層研究施設も保有し、事業実施・安全確保のための研究開発を自ら責任を持って実施することが一般的だと認識する。自らの施設、自らの現場を持つことなく、他機関の研究施設と研究成果に依拠しながら本当に事業を完遂できると考えているのか。
- この問題は今後の高レベル放射性廃棄物処分に関する研究開発体制全般に関わる極めて根本的な論点である。関係省庁・機関と十分に協議したり、原子力委員会に調整を依頼するなど、積極的な対応を強く期待する。
- また、研究開発については、政策・事業の可逆性確保のために処分場の閉鎖までの間の回収可能性を確保することや、処分場を閉鎖せずに廃棄体の回収可能性を維持することについて調査研究を進めることが平成27年に改定された基本方針に盛り込まれている。回収可能性について具体的にどのような研究開発計画が策定されており、また、現状においてどういった成果や見通しが得られているのか。回収可能性の確保に係る様々なトレードオフ（利害得失）は慎重に検討する必要がある。現在の調査研究・研究開発の状況を速やかに本WGに報告されたい。

以上